

の工事を行うことを承諾するものとします。

- (2) 契約者は、収集装置が当会社の所有であること、ネットワーク回線の加入権が当会社に帰属することを確認するものとします。
- (3) 収集装置の設置工事及びネットワーク回線の開設工事の費用は、当会社の負担とします。また、通信装置の電源費用は契約者の負担とします。
- (4) 契約者の事由により、収集装置及びネットワーク回線について生じた修理・取替・移設・撤去に伴う費用は契約者の負担とします。
- (5) ネットワーク回線の維持費用は当会社の負担とします。
- (6) 契約者は、当社が設置した収集装置及びネットワーク回線について、盗難・悪戯等に対して適切に保護すること、温度・湿度・その他機器類の動作が良好に行われる環境を維持することについて、善良な管理者の注意を払うものとし、これらの状況が悪化し又は悪化するおそれが生じたとき、及び収集装置等に事故・異常が生じたときは、直ちに当社に連絡するものとします。
- (7) 契約者は、収集装置について、操作・分解・データの読み出し及び解析を行ったり第三者に行わせたりしないものとします。

7 (システム異常監視用電話回線)

<「ファシマサポート内容一覧」の「システム異常監視」に該当の場合適用>

当社は、仕様書で定める作業を行うため、対象建物と当会社の施設との間にシステム異常監視用の専用電話回線（以下、電話回線という）を開設します。

契約者は、電話回線の開設その他の工事を行うことを承諾するものとします。

- (2) 契約者は、電話回線の加入権が当会社に帰属することを確認するものとします。
- (3) 電話回線の開設工事の費用は、当会社の負担とします。
- (4) 契約者の事由により、電話回線について生じた修理・取替・移設・撤去に伴う費用は契約者の負担とします。
- (5) 電話回線の維持費用は当会社の負担とします。
- (6) 契約者は、当社が設置した電話回線について、盗難・悪戯等に対して適切に保護すること、温度・湿度・その他機器類の動作が良好に行われる環境を維持することについて、善良な管理者の注意を払うものとし、これらの状況が悪化し又は悪化するおそれが生じたとき、及び装置に事故・異常が生じたときは、直ちに当社に連絡するものとします。

8 (契約業務対象外作業)

以下に定める作業は契約の対象外とし、当社は契約変更の申し入れを行えるものとします。契約者が当社にこれらの作業を行わせようとするときは、契約者又は契約者の指定した者と当社が別途協議し、作業内容・仕様、実施時期及び料金を定め、たとえば、当社がこれを行うものとします。

- ① プリンター用紙等消耗品の取替。
- ② 第2項(2)に定める消耗部品を除く部品の取替。
- ③ 対象機器の取替。
- ④ 使用条件の変更に伴う対象機器、プログラム等の調整。
- ⑤ 対象機器に接続する契約者の設備・機器に関する保守及び修理。
- ⑥ 当社の提供によらないプログラムに起因する障害又は故障の調査及び調整。
- ⑦ 対象機器の移設、増設、撤去等の工事及び立会い。
- ⑧ 関係法令の改正又は官公庁の命令・要求により発生する調整及び改造。
- ⑨ 契約者又は第三者の不注意又は不適当な取扱い等により発生する調整及び改造。

- ⑩ 天災地変、その他の不可抗力の事故により発生する調整及び改造。
- ⑪ 当会社又は当会社の指定する作業員以外の者に対象機器の保守、修理及び改造等をさせたことによる障害又は故障の正常な機能への復帰。
- ⑫ 電気、水道等の工事、電力量計、量水器等の取替工事、及び立会い。
- ⑬ 電力量計、量水器等の取替に伴う対象機器の調整。
- ⑭ 電気設備、通信設備等、各種設備の点検・工事への立会い。
- ⑮ 本業務開始前のエネルギーデータの入力・集計。
- ⑯ 2010年4月1日施行の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、省エネ法という）で定められた使用状況の届出書の作成。
- ⑰ 契約業務の有効期間開始後に行われる点検・手入れ保全作業の結果、点検・手入れ保全作業を困難とする事由が発見された作業。

9 (接続設備・機器の維持管理)

契約者は、対象機器に接続する契約者の設備・機器が常に正常に動作するよう維持管理（電力量計、量水器等の検定期限の管理を含む）するものとします。

10 (便宜の提供)

契約者は当会社の作業にあたり、次の便宜を当会社に提供するものとします。

- ① 作業を行うために必要なスペース、照明、電源の提供。
- ② 作業に必要なプリンター用紙等消耗品の提供。
- ③ 対象機器の設置場所への通路の確保。
- ④ 当会社が必要と判断した場合における、対象機器に接続する契約者の設備・機器の保守要員の出勤。
- ⑤ 作業を行うために必要となる、契約者の設備・機器の稼働停止又は設定変更等の操作。
- ⑥ 故障対応作業時の対象機器の正常な機能への復帰に関する当会社の作業員への協力。
- ⑦ 電力量計・量水器等の取替工事を行う際の当会社への連絡。
- ⑧ 作業を行うために必要となる図面、資料、対象建物の設備運用状況等の各種情報の提供。
- ⑨ その他、当会社の作業員から要請があった場合の協力。

11 (データの保護)

当会社が作業を行うときは、契約者は契約者のデータ及びプログラムを保護するために適切な措置を講じるものとします。

12 (契約業務の有効期間)

契約業務の有効期間は、期間満了の30日前までに契約者又は当会社のいずれからも別段の意思表示がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間継続するものとし、以後も同様とします。

13 (賠償義務)

当会社は、生命・身体・財産上の損害を合わせて1事故1億円を限度として賠償の責を負うものとします。

- (2) 契約者・当会社間に他の契約が併存する場合、当会社の責に帰すべき同一原因により生じた事故は1事故と看做し、この損害に対する当会社の賠償額は、合算して1億円を超えないものとします。

14 (免責)

当社は、次により生じた損害については、その責を負わないものとします。

- ① 当社の指定する作業員以外の者が、対象機器の保守、修理及び改造等を行ったとき。
- ② 対象機器の使用条件を変更したとき。
- ③ 対象機器に接続する契約者の設備・機器の維持管理の責任に基づくとき。
- ④ 当社の提供によらないプログラムに起因するとき。
- ⑤ 契約者又は第三者の不注意又は不適当な取扱い等に基づくとき。
- ⑥ 当社が作業を行う際、契約者が契約者のデータ及びプログラムを保護するために適切な措置を講じなかったとき。
- ⑦ 契約者又は第三者が、当社に通知せずに設備（電力量計、量水器等の計量装置を含む）の移設、撤去、改修又は調整等を行ったとき。

15 (データの取得・利用)

当社は対象機器の各種データを取得し、当社及び関係会社のサービス品質向上及び新製品・新商品の研究・開発等のために利用することができるものとします。

ファシーマサポート内容一覧

		該当
標準	システム保守	○
	ファシーマレポート	—
	エネルギーデータ保管サポート	—
	エネルギー管理サポート	—
	・データ閲覧	
オプション	スマート・プランニング・アシスト	—
	システム異常監視	—
	エネルギー管理サポート	—
	・デマンド設定変更	
	・エネルギーレポート	
	空調用自動制御システム保守	—
	省エネ法対応サポート	—
	管理標準サポート	—
	スマート・省エネ・アシスト	—

契約の対象となるサービスは「該当」欄に○を付したものです。

ファシーマサポート仕様書

1. システム保守または簡易システム保守

＜「ファシーマサポート内容一覧」の「システム保守」又は「簡易システム保守」に該当の場合適用＞

(1) 定期点検

- ① 点検日を事前に連絡した上で作業者を派遣し、別紙「点検項目表」に基づき、対象機器の機能点検を行うとともに、必要に応じて調整及び消耗部品の取替を行います。
- ② 定期点検を行ったときは、「ビルシステム作業報告書」を提出します
尚、部品交換時の費用については、下表「定期点検・故障時部品交換費用の取扱い」のとおりとします。

(2) 臨時点検

- ① 当社が特に必要と認めたときは、その都度点検を行います。
- ② 臨時点検を行ったときは、「ビルシステム作業報告書」を提出します。

(3) 故障対応

- ① 対象機器に障害又は故障が発生したときは、契約者はその状態を当社に連絡するものとします。
又、契約者から要請のあったときは、当社は作業者を派遣し以下の内容にて適切な処置を行います。
 - ・ 障害又は故障の要因が、対象機器又は対象機器に接続する契約者の設備・機器等その他の要因によるものかを調査し切り分けを行います。
尚、対象機器とその他要因との切り分けの区分は、別紙「切り分け区分」のとおりとします。
 - ・ 障害又は故障の要因が対象機器による場合、原因の究明及び障害の復旧を行います。尚、障害および故障の復旧に機器部品の交換を必要とする場合、部品交換の費用については、下表「定期点検・故障時部品交換費用の取扱い」のとおりとします。
この場合、契約者は復旧への適切な処置を行うものとします。
- ② 故障対応を行ったときは、「ビルシステム故障修理作業報告書」を提出します。

表「定期点検・故障時部品交換費用の取扱い」

	対象部品	システム保守		簡易システム保守	
		部品費用	作業費用	部品費用	作業費用
定期点検時の 部品交換	消耗部品	無償	無償	有償	無償
	消耗部品以外	有償	有償	有償	有償
故障対応時の 部品交換	消耗部品	無償	無償	有償	無償
	消耗部品以外	有償	有償	有償	有償

2. ファシーマレポート

＜「ファシーマサポート内容一覧」の「ファシーマレポート」に該当の場合適用＞

対象機器から定期的に当会社の施設へ自動収集した、対象機器に接続する契約者の設備・機器の運用データに基づき、「ファシーマレポート」の作成を行います。

- (1) ビル全体のエネルギー使用状況や設備・機器の運転状況等の集計を行い、「ファシーマレポート」を作成します。
- (2) 契約者は当会社指定のホームページへアクセスすることにより、前月までの収集データを反映した「ファシーマレポート」の閲覧が行えます。
尚、「ファシーマレポート」の閲覧可能期間は、当年度を含めた最大5年度分とします。

3. システム異常監視

＜「ファシーマサポート内容一覧」の「システム異常監視」に該当の場合に適用＞

- (1) 対象機器の異常通報を受信したときは、技術者を派遣し、異常を確認するとともに、応急処置を行い事態の拡大防止にあたります。

(2) 対象機器に障害又は故障の発生を確認した場合、1項(3)の内容に従い対応します。

4. エネルギーデータ保管サポート

＜「ファシーマサポート内容一覧」の「エネルギーデータ保管サポート」に該当の場合適用＞

- (1) 対象機器から定期的に当会社施設へ自動収集した、対象機器に接続する契約者の設備・機器の運用データの内、「エネルギーデータ（1時間周期）」について、当年度を含めた最大5年度分を保管します。
- (2) 契約者は当会社指定のホームページへアクセスすることにより、保管している「計測・計量データ」の閲覧が行えます。

5. エネルギー管理サポート

＜「ファシーマサポート内容一覧」の「エネルギー管理サポート」に該当の場合適用＞

- (1) エネルギー使用量の計量（以下、計量という）は、別紙「計量ポイント一覧」記載の計量装置（以下、計量装置という）によって行います。
- (2) 対象機器から定期的に当会社施設へ自動収集した、対象機器に接続する契約者の設備・機器の運用データの内、「計量データ」については、定期的に当会社施設へ伝送し、当年度を含めた最大5年度分を保管します。
- (3) 契約者は、収集した計量データにより、以下のサービスが行えます。
 - ① データ閲覧
契約者は当会社指定のホームページへアクセスすることにより、計量データの閲覧が行えます。
 - ② デマンド設定変更
契約者は当会社指定のホームページへアクセスすることにより、デマンド設定値の変更が行えます。
 - ③ エネルギーレポート
契約者は当会社指定のホームページへアクセスすることにより、エネルギーレポートを閲覧できます。

6. 省エネ法対応サポート

＜「ファシーマサポート内容一覧」の「省エネ法対応サポート」に該当の場合適用＞

対象機器から定期的に当会社の施設へ自動収集した対象機器に接続する契約者の設備・機器の運用データに基づき、対象機器が設置されている契約者の施設について、以下の作業を行います。

- (1) 定期報告書
前年度使用したエネルギーを集計、原油換算値の対前年度比のほか、過去5年間のエネルギー消費原単位の変化状況、省エネ法が示す『判断の基準』の遵守状況等を所轄の経済産業局に提出する書類の作成支援を行います。
- (2) 中長期計画書
契約者が適用可能な省エネ対策（実施時期と期待効果（定量的な削減効果））について所轄の経済産業局に提出する書類の作成支援を行います。
- (3) 管理標準
 - ① 省エネ法が示す『判断の基準』に沿った管理標準の作成支援を行います。
 - ② 運用データが自動収集されている管理基準値について運用状況のチェックを行い、「管理標準運用検証報告書」を提出します。

7. 管理標準サポート

＜「ファシーマサポート内容一覧」の「管理標準サポート」に該当の場合適用＞

対象機器から定期的に当会社の施設へ自動収集した対象機器に接続する契約者の設備・機器の運用データに基づき、対象建物について、以下の作業を行います。

(1) 管理標準

- ① 省エネ法が示す『判断の基準』に沿った管理標準の作成支援を行います。
- ② 運用データが自動収集されている管理基準値について運用状況のチェックを行い、「管理標準運用検証報告書」を提出します。

8. スマート・プランニング・アシスト

＜「ファシマレポート内容一覧」の「スマート・プランニング・アシスト」に該当の場合適用＞

当社より専門技術者を派遣し、以下の作業を行います。

- (1) 契約者から提供された情報及び現場調査等の結果、並びに対象機器から定期的に当会社の施設へ自動収集した対象機器に接続する契約者の設備・機器の運用データに基づき、「スマート・プランニング・レポート」を作成・提出します。
- (2) スマート・プランニング・レポートに基づき、改善項目の優先順位や改善にかかる費用等のアドバイスを含め、設備運用における改善のサポートを行います。

9. スマート・省エネ・アシスト

＜「ファシマレポート内容一覧」の「スマート・省エネ・アシスト」に該当の場合適用＞

当会社の設備から、予め合意の上設定した電力の削減目標値や、対象建物の予測外気温に基づき自動調整しながら契約者設備の省エネ運転を行います。

- (1) 契約者は、当会社指定のホームページにアクセスし、電力使用実績を閲覧できます。
- (2) 契約者は、当会社指定のホームページにアクセスし、当日の省エネ運転をキャンセルすることができます。
- (3) 2項のファシマレポート適用の場合、当会社は、省エネ運転により設備に蓄積した設備・機器の運用データを毎月集計し、省エネ制御の削減効果実績を纏め、ファシマレポートの一部として提供します。

10. 提出物

前1、2、3、4、6、7、8、9の各項で定める各提出（作成支援）物の提出インターバルは以下のとおりとします。

提出（作成支援）物名称	提出インターバル
ビルシステム作業報告書	点検毎
ビルシステム故障修理作業報告書	対応毎
ファシマレポート	—
エネルギーデータ（1時間周期）	—
定期報告書	—
中長期計画書	—
管理標準	—
管理標準運用検証報告書	—
スマート・プランニング・レポート	—

※ ファシマレポート及びエネルギーデータは、毎月5営業日以内に、前月分を当会社指定のホームページにアップロード致します。

※ ファシマレポート及びエネルギーデータは、当会社指定のホームページにアクセスの上、ダウンロードしていただくことで、閲覧が可能となります。

※ 提出物の書式は、定期報告書及び中長期計画書のみ法定書式とし、その他においては当社指定書式での提供となります。

11. 免責事項

- (1) 停電等により電源供給が絶たれた場合や対象機器・計量装置等の故障によるデータの欠損、並びに前記データの欠損によりファシマレポート、エネルギーデータ保管サポート、エネルギー管理サ

ポート作業に支障をきたした場合。

- (2) 本契約業務により提供されるデータを計量証明や課金データとして使用したことにより発生した損害。
- (3) 中長期計画書の「Ⅱ計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」表に記載された「エネルギー使用合理化期待効果」及び、本サービスで提供する各提出物に記載された省エネルギー量と実際の省エネルギー量との差異。
- (4) 気象庁の計測器又はデータ送信装置の故障・点検等による気象データの欠損。
- (5) 対象機器・計量装置の故障により保守を行う場合や運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合のデータの欠損。
- (6) システム保守・トラブル発生時によるサービスの停止。
- (7) サービスの動作仕様・画面仕様における改造及び変更。
- (8) 地震、台風、地域停電など災害発生時によるサービスの停止。
- (9) インターネット回線業者（プロバイダー）のシステム保守・トラブル発生時によるサービスの停止。
- (10) 契約者所有のパソコンにおいて、セキュリティに関連する問題が発生した場合。
- (11) スマート・省エネ・アシストで設定した電力の削減目標値を達成できなかった場合。

12. その他サービス提供条件

＜「**ファシマサポート内容一覧**」の「**ファシマレポート**」「**エネルギーデータ保管サポート**」「**エネルギー管理サポート**」
「**スマート・省エネ・アシスト**」に該当の場合適用＞

- (1) 対象機器と当会社施設との間にデータ収集専用ネットワーク回線を敷設した場合に限りサービスの提供が行えます。
- (2) 提供するデータの範囲は、対象機器に接続されている契約者の設備・機器に限られます。
- (3) サービス開始における初回の提出物は、データ収集専用ネットワーク回線を敷設後、1箇月が経過した翌月からの提供となります。
- (4) 契約が解除された場合は、解約日から1箇月経過後、発行しているID及び本契約において契約者から収集したデータを全て抹消します。
- (5) 「スマート・省エネ・アシスト」は、当会社設備に契約者の設備・機器の運用データが1年分蓄積された後、省エネ制御を開始します。

点 検 項 目 表

対象機器他	点検項目	点検内容	点検対象	点検回数
ファシリティマネジメント サーバ (FMS)	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. コネクター	かん合状態確認	—	1回/年
	3. 履歴管理機能	機能確認	—	2回/年
ファシリティマネジメント プロセス (FMP)	1. 外観	破損有無確認・清掃	○	1回/年
	2. コネクター	かん合状態確認	○	1回/年
	3. 履歴管理機能	機能確認	○	1回/年
クライアント PC (稲電手配品)	1. 外観	破損有無確認・清掃	○	1回/年
	2. DVDドライブ	作動確認 ヘッドクリーニング	○	1回/年
	3. ディスプレイ	表示状態確認	○	1回/年
	4. キーボード	作動確認	○	1回/年
	5. マウス	作動確認	○	1回/年
	6. コネクター	かん合状態確認	○	1回/年
データ補償用 無停電電源装置 (UPS)	1. 外観	破損有無確認・清掃	○	1回/年
	2. 冷却ファン	作動確認	○	1回/年
	3. 配結線・端子	接続・締付状態確認	○	1回/年
	4. 電源電圧	入力電源電圧確認	○	1回/年
	5. バッテリー	停電時作動確認	○	1回/年
	6. コネクター	かん合状態確認	○	1回/年
ファシリティコントロール プロセス (FCP/BIU)	1. 外観	破損有無確認・清掃	○	1回/年
	2. 内部LED	点灯・作動確認	○	1回/年
	3. プリント基板	取付状態確認	○	1回/年
	4. コネクター	かん合状態確認	○	1回/年
	5. 配結線・端子	接続・締付状態確認	○	1回/年
	6. 電源電圧	入力電源電圧確認	○	1回/年
	7. 状態監視機能	機能確認	○	1回/年
	8. 警報監視機能	機能確認	○	1回/年
	9. 発停制御機能	機能確認	○	1回/年
	10. 計量機能	機能確認	○	1回/年
	11. 計測機能	機能確認	○	1回/年
	12. 遠方設定機能	機能確認	—	1回/年
ローカルコントローラ (LCP)	1. 外観	破損有無確認・清掃	○	1回/年
	2. 内部LED	点灯・作動確認	○	1回/年
	3. プリント基板	取付状態確認	○	1回/年
	4. コネクター	かん合状態確認	○	1回/年
	5. 配結線・端子	接続・締付状態確認	○	1回/年
	6. 電源電圧	入力電源電圧確認	○	1回/年

対象機器他	点検項目	点検内容	点検対象	点検回数
フロントエンドプロセッサ (FEP)	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. 内部LED	点灯・作動確認	—	2回/年
	3. プリント基板	取付状態確認	—	1回/年
	4. コネクター	かん合状態確認	—	1回/年
	5. 配結線・端子	接続・締付状態確認	—	1回/年
	6. 電源電圧	入力電源電圧確認	—	1回/年
システムエクステンション ハブ (SES)	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. コネクター	かん合状態確認	—	1回/年
請求書発行システム (課金装置)	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. ディスプレイ	表示状態確認	—	2回/年
	3. キーボード	作動確認	—	2回/年
	4. マウス	作動確認	—	2回/年
	5. プリンター	作動・印字状態確認	—	2回/年
	6. コネクター	かん合状態確認	—	1回/年
シーケンサ B-BC	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. 本体LED	点灯・作動確認	—	2回/年
	3. 各種ユニット	取付状態確認	—	1回/年
	4. コネクター	かん合状態確認	—	1回/年
	5. 配結線・端子	接続・締付状態確認	—	1回/年
	6. 電源電圧	入力電源電圧確認	—	1回/年
ローカルシーケンサ (L-PLC)	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. 本体LED	点灯・作動確認	—	2回/年
	3. 各種ユニット	取付状態確認	—	1回/年
	4. コネクター	かん合状態確認	—	1回/年
	5. 配結線・端子	接続・締付状態確認	—	1回/年
	6. 電源電圧	入力電源電圧確認	—	1回/年
アナライザ (ANN)	1. 外観	破損有無確認・清掃	○	1回/年
	2. 表示LED	点灯状態確認	○	1回/年
	3. 操作スイッチ	作動確認	○	1回/年
	4. プリント基板	取付状態確認	○	1回/年
	5. コネクター	かん合状態確認	○	1回/年
	6. 配結線・端子	接続・締付状態確認	○	1回/年
	7. 電源電圧	入力電源電圧確認	○	1回/年
動作補償用 無停電電源装置 (CVCF)	1. 外観	破損有無確認・清掃	○	1回/年
	2. 冷却ファン	作動確認	○	1回/年
	3. 配結線・端子	接続・締付状態確認	○	1回/年
	4. 電源電圧	入力電源電圧確認	○	1回/年
	5. バッテリー	停電時作動確認	○	1回/年
	6. コネクター	かん合状態確認	○	1回/年

対象機器他	点検項目	点検内容	点検対象	点検回数
ルータ・HUB	1. 外観	破損有無確認・清掃	○	1回/年
	2. 通信機能	作動確認	○	1回/年
	3. コネクター	かん合状態確認	○	1回/年
カテプ リンタ (稲電手配品)	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. 印字機能	作動・印字確認	—	2回/年
	3. 表示LED	点灯状態確認	—	2回/年
	4. コネクター	かん合状態確認	—	1回/年
キーボックス (KB)	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. 液晶表示機	表示状態確認	—	2回/年
	3. 音声合成ボード	音量・音質状態確認	—	2回/年
	4. リーダユニット	読取状態確認	—	2回/年
	5. テンキー	作動確認	—	2回/年
	6. キーカセット	作動確認	—	2回/年
	7. 内部LED	点灯・作動確認	—	2回/年
	8. プリント基板	取付状態確認	—	1回/年
	9. コネクター	かん合状態確認	—	1回/年
	10. 配結線・端子	接続・締付状態確認	—	1回/年
CC-インターフェース基 板	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. 本体LED	点灯・作動確認	—	2回/年
	3. 配結線・端子	接続・締付状態確認	—	1回/年
キーボックス I Oコントロー ラ (KBIOC)	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. 内部LED	点灯・作動確認	—	2回/年
	3. プリント基板	取付状態確認	—	1回/年
	4. 電源電圧	入力電源電圧確認 直流電源電圧確認	—	1回/年
	5. コネクター	かん合状態確認	—	1回/年
	6. 配結線・端子	接続・締付状態確認	—	1回/年
ビルエネルギーマネジメ ントシステム (BEMS : UFCXX)	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. コネクター	かん合状態確認	—	1回/年
	3. 履歴管理機能	機能確認	—	2回/年
ビルエネルギーマネジメ ントプロセッサ (BMP)	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. コネクター	かん合状態確認	—	1回/年
	3. 履歴管理機能	機能確認	—	2回/年
テナントサーバー (TNS : UFCXX)	1. 外観	破損有無確認・清掃	—	2回/年
	2. コネクター	かん合状態確認	—	1回/年
	3. 履歴管理機能	機能確認	—	1回/年

計量ポイント一覧

アクセスNo	ビル名
8224376	貝塚保健・福祉合同庁舎

メーター用途	設置場所	盤名称	メーター仕様					メーター 製造番号
			検定期限	乗率	パルス 単位	桁数 整数部 小数部	単位	
1F 大阪府保健所 動力電力量	1FEPS	M-1	2006(H17).7	×1	1	5,0	kWh	111404
1F 貝塚市休日診療所 動力電力量	1FEPS	M-1	2006(H17).7	×1	1	5,0	kWh	888121
1F 貝塚市保健センター 動力電力量	1FEPS	M-1	2006(H17).7	×1	1	5,0	kWh	872129
事務室1 電灯電力量1	FCP横	事務室1分電盤	2006(H17).7	×1	1	5,0	kWh	102002
事務室1 電灯電力量2	FCP横	事務室1分電盤	2006(H17).8	×1	1	4,1	kWh	850148
2段駐車用 動力電力量	駐車場奥	駐車場電源盤	2006(H18).1	×1	1	5,0	kWh	194466
検診車用 動力電力量	駐車場奥	検診車電源盤	2005(H17).12	×1	1	5,0	kWh	208055
検診車用 電灯電力量	駐車場奥	検診車電源盤	2006(H18).1	×1	1	4,1	kWh	285120
3F 貝塚市保健センター 電灯電力量	3FEPS	L-3	2005(H17).7	×1	1	5,0	kWh	104557
3F 貝塚市薬剤師会 電灯電力量	3FEPS	L-3	2004(H16).10	×1	1	4,1	kWh	497929
3F 貝塚市歯科医師会 電灯電力量	3FEPS	L-3	2004(H16).10	×1	1	4,1	kWh	499382
3F 大阪府保健所 電灯電力量	3FEPS	L-3	2005(H17).7	×1	1	5,0	kWh	105786
2F 貝塚市保健センター 電灯電力量1	2FEPS	L-2	2005(H17).7	×1	1	5,0	kWh	104569
2F 貝塚市保健センター 電灯電力量2	2FEPS	L-2	2005(H17).5	×1	1	4,1	kWh	582323
2F 大阪府保健所 電灯電力量1	2FEPS	L-2	2005(H17).7	×1	1	5,0	kWh	936660
2F 大阪府保健所 無線用電源	2FEPS	L-2	2005(H17).5	×1	1	4,1	kWh	599032
1F 貝塚市休日診療 電灯電力量1	1FEPS	L-1	2005(H17).7	×1	1	5,0	kWh	108853
大阪府 事務室2 電灯電力量1	ANN横右端	事務室2分電盤	2005(H17).8	×1	1	4,1	kWh	106956
大阪府 事務室2 電灯電力量2	ANN横右端	事務室2分電盤	2000(H12).8	×1	1	5,0	kWh	936558
4F 貝塚市保健センター 動力電力量	4FMR1	M-4A	2005(H17).7	×1	1	5,0	kWh	112544
4F 貝塚市医師会 動力電力量	4FMR1	M-4A	2026(H38).3	×1	1	5,0	kWh	863520
4F 貝塚市医師会 電灯電力量	4FMR1EPS	L-4	2026(H38).2	×1	1	5,0	kWh	862881
大阪府 水道メータ	屋上	—	2003(H15).4	×1	1	6,2	m³	—
貝塚市 水道メータ	屋上	—	2003(H15).4	×1	1	6,2	m³	—
貝塚市医師会 水道メータ	屋上	—	2003(H15).4	×1	1	6,2	m³	—
親水道メータ	1F受水槽横	—	2003(H15).4	×1	1	4,3	m³	—
受電電力量	屋上	高圧受電盤	—	×10	10	5,0	kWh	936404
電灯 NO.1 電力量	屋上	低圧電灯盤1	2000(H12).7	×10	10	5,0	kWh	936385
電灯 NO.2 電力量	屋上	低圧電灯盤2	2000(H12).7	×10	10	5,0	kWh	936386
電灯 NO.3 電力量	屋上	低圧電灯盤3	2000(H12).7	×10	10	5,0	kWh	936387

動力 NO.1 電力量	屋上	低圧動力盤 1	2000 (H12). 7	×10	10	5, 0	kWh	936384
動力 NO.2 電力量	屋上	低圧動力盤 2	2000 (H12). 7	×10	10	5, 0	kWh	936383
4F 貝塚市保健センター 動力電力量	屋上	M-4 C	2000 (H12). 7	×10	10	5, 0	kWh	936697
4F 大阪府保健所 動力電力量	4 FMR 2 内	M-4 B	2006 (H17). 7	×1	1	5, 0	kWh	112549
4F 大阪府保健所 2 動力電力量	屋上	M-4 C	2000 (H12). 8	×10	10	5, 0	kWh	936698
4F 大阪府保健所 3 動力電力量	屋上	M-4 C	2006 (H17). 7	×1	1	5, 0	kWh	111407
4F 貝塚市休日診療所 動力電力量	屋上	M-4 C	2006 (H17). 7	×1	1	5, 0	kWh	899218
4F 貝塚市歯科医師会 動力電力量	屋上	M-4 C	2006 (H17). 7	×1	1	5, 0	kWh	112548
4F 貝塚市薬剤師会 動力電力量	屋上	M-4 C	2006 (H17). 7	×1	1	5, 0	kWh	112542

ファシーマサポート対象機器一覧

対象機器設置建物の所在地	大阪府貝塚市畠中 1-18-8
同 建物の名称	貝塚保健・福祉合同庁舎
システム名	三菱中央監視システム (Facima-BAsystem)

機 器 名 称	設 置 場 所	数 量	備 考
1. センター装置			
1) センター装置			
・ 監視用 PC (稲電手配品)	1 階事務所内	1 式	消耗品対象 1
・ FMP	1 階事務所内	1 式	消耗品対象 1
・ FCP (ANN 付)	1 階事務所内	1 式	消耗品対象 3
・ アナライザー	1 階事務所内	3 台	
・ HUB	1 階事務所内	1 式	
・ データ補償用 UPS (監視 PC 用)	1 階事務所内	1 式	消耗品対象 2
・ CVCF (システム全体用)	1 階事務所内	1 式	
2. ローカル機器			
1) LCP-1 盤	1 階 EPS 内	1 式	消耗品対象 3
2) LCP-2 盤	2 階 EPS 内	1 式	消耗品対象 3
3) LCP-3 盤	4 階機械室 1 内	1 式	消耗品対象 3
4) LCP-4 盤	4 階機械室 2 内	1 式	消耗品対象 3
5) LCP-5 盤	4 階機械室 2 内	1 式	消耗品対象 3

消耗品対象 1: HDD, 冷却 FAN, 電源、消耗品対象 2: シャットダウン用 UPS バッテリー、消耗品対象 3: メモリ補償用バッ
テリー

機 器 名 称	設 置 場 所	数 量	備 考

消耗品対象 1:HDD, 冷却 FAN, 電源、消耗品対象 2 : ショットガン用 UPS バッテリー、消耗品対象 3:メモリ補償用バッテリー

PAGE NO.

AT1004-4

図番

2 3 4 5 6 7 8

A

B

C

D

E

F

FM-BA-J

図面先

図

1 2 3 4 5 6 7 8

区分	項目	電気工事	他社	備考
手配区分	システム機器	FMP, FOP	○	
	電源PC, ショットダウン用UPS		○	
施工区分	収容機			既設機用
	0.6kV, 終子			既設機用
	システム機器の搬入・据付工事		○	
	FOP～LOP, ANN間の配管・配線工事			既設機用
	FOP～LOP, ANN間の配線工事			既設機用
	LCPから対象装置（または設備機）までの配管・配線工事			既設機用
	LCP側と対象装置（または設備機）側の配線工事			既設機用
	対象設備機			既設機用
その他	各システム機器への電源引き込み工事			既設機用
	各システム機器への電源配線工事		○	
	システム調整		○	
	総合設置監		○	
	操作説明		○	

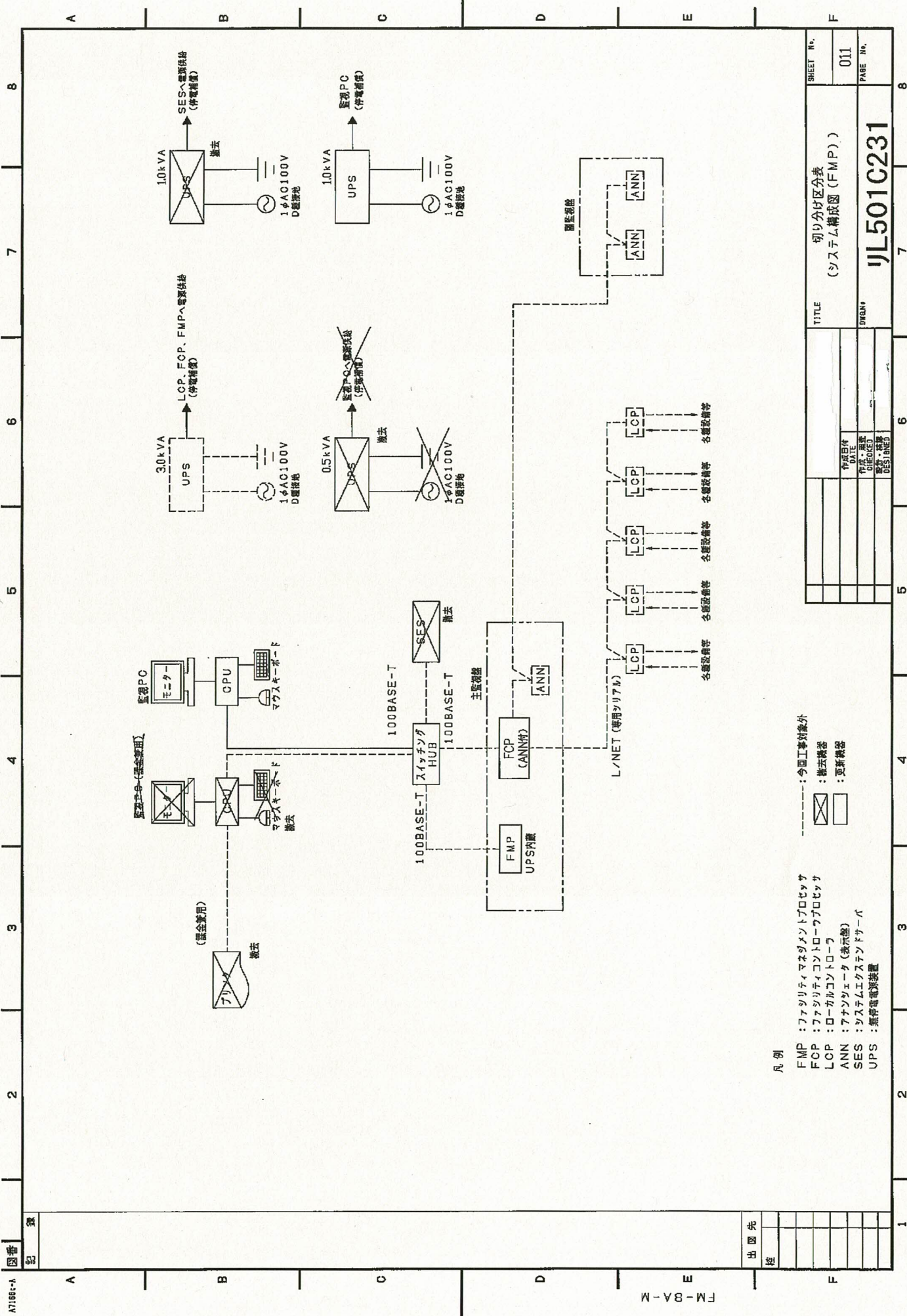
本工事補足事項

■既設プリンターは撤去となります。

■課金機能は不要につき、SES（UPS含む）は撤去となります。

■更新対象外機器は継続使用となります。

		TITLE	切り分け区分表 (工事区分)	SHEET NO.
		作成日 DATE		016
		作成・編集 REVISION		PAGE NO.
			JL501C231	



SHEET No.		TITLE		DRAWN	
011		切り分け区分表 (システム構成図 (FMP))			
PAGE No.		J/L501C231			

ひと・ふれあいセンター 施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

2. 貯水槽清掃・・・年1回

対象設備

受水槽 R C 製 7. 1 m³ × 1 基

高架水槽 F R P 製 2. 7 m³ × 1 基

作業内容

- ・水槽内の洗浄・消毒
- ・F号ボールタップの作動テスト
- ・本体の水漏れ、発錆、腐食、損傷の点検
- ・付属機器の損傷の有無及び、作動点検
- ・水槽廻りの簡易清掃

3. 建築設備定期検査・・・年1回

対象法令

建築基準法第12条第2項及び第4項により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の管理者である国の機関の長等は、当該建築物の敷地および構造等について、定期に、一級建築士、特殊建築物等調査資格者等に、損傷、腐食その

他の劣化の状況の点検が義務づけられています。

対象設備

①換気設備（機械換気・空調設備）

法第28条第2項及び第3項に係る換気設備。

②排煙設備

法第35条による排煙設備のうち排煙機を有するもの。

③非常用照明装置

法第35条による非常用の照明装置に限る。

4. 防火設備定期点検・・・年1回

建築基準法第12条の防火設備定期検査及び報告

防火設備定期検査の基準、期間及び結果報告は建築基準法に基づき実施する。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

報告書は、原則として点検後1か月以内に提出する。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により防火設備に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

① 防火扉

② 防火シャッター

③ 耐火クロススクリーン

④ ドレンチャー

以上

貝塚市認定こども園等 5 施設
施設維持管理業務仕様書

対象施設

①木島認定こども園	貝塚市三ツ松 2 9 2 0
②葛城認定こども園	貝塚市木積 6 0 6
③三ツ松認定こども園	貝塚市三ツ松 2 2 0 3－1
④津田認定こども園	貝塚市津田南町 1 0－1
⑤すくすく子ども館	貝塚市名越 1 0 8

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

やすらぎ老人福祉センター
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

浜手地区公民館
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

2. 貯水槽清掃・・・年1回

対象設備

①受水槽 8.0 m³（有効5.4 m³）× 1基

作業内容

- ・水槽内の洗浄・消毒
- ・F号ボールタップの作動テスト
- ・本体の水漏れ、発錆、腐食、損傷の点検
- ・付属機器の損傷の有無及び、作動点検
- ・水槽廻りの簡易清掃

3. 自動ドア保守点検・・・年2回（6ヶ月ごとに1回）

対象設備

ナブコドア製 DSN-75D × 1台

ナブコドア製 DSN-150D × 1台

業務仕様

①保守対象機械の範囲は次の通り。

- (1) 駆動装置 (2) 制御装置 (3) 起動装置 (4) 懸架装置

- ②故障時に乙は技術員を速やかに派遣し、修理を行う。
- ③定期点検時及び故障時の交換部品、分解修理は有償とする。
- ④次の場合は有償となる。
- (1) 甲の都合により行う工事又は改装等の為、設備の移設あるいは改修を行う時。
 - (2) 甲の依頼により契約対象外の機器を点検・修理・調整を実施した時。
 - (3) 甲又は第三者の不注意又は故意に機器を破損した時、又は機能を損ねた時の修理・調整。
 - (4) 甲以外の第三者が点検・調整・修理を行った後の修理・調整。
- ⑤保守作業に必要な工具、油脂、ウエス、ビス、ボルト、ナット等は乙の負担とする。
- ⑥甲は管理担当を定め、常に安定した機能を発揮出来る様に心掛け、下レールの掃除、起動スイッチ、検知エリア、ドア開閉エリアに障害物を置かない様に注意する。
- ⑦修理の場合の出動費は別途協議とする。
- ⑧定期点検の内容
- (1) 駆動装置
 - ・ギヤーボックス 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
 - ・モーター 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
 - ・駆動、ガイドプーリー 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
 - ・駆動、Vベルト 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
 - ・クラッチ 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
 - (2) 制御装置
 - ・本体 目視確認（損傷、異常過熱、接続コード等の損傷、接続コネクタのチェック）
 - (3) 起動、補助光電スイッチ
 - ・本体 目視点検（損傷のチェック）及び調整、検知エリア及び起動・安全信号の発信確認
 - (4) 扉、懸架装置
 - ・吊りレール 目視点検（損傷のチェック）及び取付けボルト等の増し締め及び調整
 - ・ハンガー 目視確認（損傷の有無、戸車転動面の摩耗、戸車フランチの摩耗チェック）及び転動時の円滑性の確認及び調整

以上

山手地区公民館
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

2. 貯水槽清掃・・・年1回

対象設備

①受水槽 20t × 1基

作業内容

- ・水槽内の洗浄・消毒
- ・F号ボールタップの作動テスト
- ・本体の水漏れ、発錆、腐食、損傷の点検
- ・付属機器の損傷の有無及び、作動点検
- ・水槽廻りの簡易清掃

3. 防火対象物点検・・・年1回

業務仕様

①消防法第8条の2の2に基づき点検を行い、消防署への報告が必要。

②防火管理者を選任しているか。

③消火、通報、避難訓練を実施しているか。

④避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか。

⑤防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか。

- ⑥カーテン等の防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付けられているか。
- ⑦消防法令の基準による消防用設備等を設置し、点検されているか。

4. 自動ドア保守点検・・・年2回（6ヶ月ごとに1回）

対象設備

ナブコドア製 DS-21D × 2台

業務仕様

- ①保守対象機械の範囲は次の通り。
 - (1) 駆動装置 (2) 制御装置 (3) 起動装置 (4) 懸架装置
- ②故障時に乙は技術員を速やかに派遣し、修理を行う。
- ③定期点検時及び故障時の交換部品、分解修理は有償とする。
- ④次の場合は有償となる。
 - (1) 甲の都合により行う工事又は改装等の為、設備の移設あるいは改修を行う時。
 - (2) 甲の依頼により契約対象外の機器を点検・修理・調整を実施した時。
 - (3) 甲又は第三者の不注意又は故意に機器を破損した時、又は機能を損ねた時の修理・調整。
 - (4) 甲以外の第三者が点検・調整・修理を行った後の修理・調整。
- ⑤保守作業に必要な工具、油脂、ウエス、ビス、ボルト、ナット等は乙の負担とする。
- ⑥甲は管理担当を定め、常に安定した機能を発揮出来る様に心掛け、下レールの掃除、起動スイッチ、検知エリア、ドア開閉エリアに障害物を置かない様に注意する。
- ⑦修理の場合の出動費は別途協議とする。
- ⑧定期点検の内容
 - (1) 駆動装置
 - ・ギヤーボックス 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
 - ・モーター 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
 - ・駆動、ガイドプーリー 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
 - ・駆動、Vベルト 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
 - ・クラッチ 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
 - (2) 制御装置
 - ・本体 目視確認（損傷、異常過熱、接続コード等の損傷、接続コネクタのチェック）
 - (3) 起動、補助光電スイッチ
 - ・本体 目視点検（損傷のチェック）及び調整、検知エリア及び起動・安全信号の発信確認
 - (4) 扉、懸架装置
 - ・吊りレール 目視点検（損傷のチェック）及び取付けボルト等の増し締め及び調整
 - ・ハンガー 目視確認（損傷の有無、戸車転動面の摩耗、戸車フランジの摩耗チェック）及び転動時の円滑性の確認

及び調整

5. 防火設備定期点検・・・年1回

建築基準法第12条の防火設備定期検査及び報告

防火設備定期検査の基準、期間及び結果報告は建築基準法に基づき実施する。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

報告書は、原則として点検後1か月以内に提出する。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により防火設備に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

対象設備

- ① 防火扉
- ② 防火シャッター
- ③ 耐火クロススクリーン
- ④ ドレンチャー

以上

善兵衛ランド
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

2. 自動ドア保守点検・・・年2回（6ヶ月ごとに1回）

対象設備

寺岡オート・ドアシステム製 SOV-150K × 2台

業務仕様

①保守対象機械の範囲は次の通り。

（1）駆動装置 （2）制御装置 （3）起動装置 （4）懸架装置

②故障時に乙は技術員を速やかに派遣し、修理を行う。

③定期点検時及び故障時の交換部品、分解修理は有償とする。

④次の場合は有償となる。

（1）甲の都合により行う工事又は改装等の為、設備の移設あるいは改修を行う時。

（2）甲の依頼により契約対象外の機器を点検・修理・調整を実施した時。

（3）甲又は第三者の不注意又は故意に機器を破損した時、又は機能を損ねた時の修理・調整。

（4）甲以外の第三者が点検・調整・修理を行った後の修理・調整。

⑤保守作業に必要な工具、油脂、ウエス、ビス、ボルト、ナット等は乙の負担とする。

⑥甲は管理担当を定め、常に安定した機能を発揮出来る様に心掛け、下レールの掃

除、起動スイッチ、検知エリア、ドア開閉エリアに障害物を置かない様に注意する。

⑦修理の場合の出動費は別途協議とする。

⑧定期点検の内容

(1) 駆動装置

- ・ギヤーボックス 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
- ・モーター 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
- ・駆動、ガイドプーリー 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
- ・駆動、Vベルト 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
- ・クラッチ 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整

(2) 制御装置

- ・本体 目視確認（損傷、異常過熱、接続コード等の損傷、接続コネクタのチェック）

(3) 起動、補助光電スイッチ

- ・本体 目視点検（損傷のチェック）及び調整、検知エリア及び起動・安全信号の発信確認

(4) 扉、懸架装置

- ・吊りレール 目視点検（損傷のチェック）及び取付けボルト等の増し締め及び調整
- ・ハンガー 目視確認（損傷の有無、戸車転動面の摩耗、戸車フランジの摩耗チェック）及び転動時の円滑性の確認及び調整

3. 電気設備保守点検

電気設備の技術基準を維持する。

対象設備

受電容量 150KVA

業務内容

①月次点検・・・年6回（隔月）

- ・電気工作物運転中の電気設備個々の機器本体及び配線などについて、温度測定・目視・触手等を原則とした五感による外観点検を行う。
なお、漏電監視装置を設置し、点検の無い月においても、常時監視センターにて漏電の有無の状況監視を行う。

②年次点検・・・保安規程に基づく周期

- ・電力会社と自家用電気工作物との責任分界となる開閉器を開放して電気設備を停止し、目視による外観点検と、触手などの五感による観察点検及び測定器具を用いての絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、その他の機能試験を実施する。

③臨時点検・・・随時

- ・事故発生時の指導、事故原因調査の協力、再発防止処置の指導、電気関係報告規則に基づく電気事故報告書の作成指導及び手続指導。
- ・事故及び異常発生時の点検対応

- ・ 季節的条件に対処するための点検（梅雨期、雷の多発期、台風期）
- ④受変電機器周辺清掃・・・年次点検実施時
- ⑤工事に伴う点検・申請手続き等（別途費用）

以上

自然遊学館
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

青少年人権教育交流館
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

2. 貯水槽清掃・・・年1回

対象設備

①受水槽 RC製 35.3m³（有効 15.7m³） × 1基

②高架水槽 FRP製 7.2m³（有効 4.5m³） × 1基

作業内容

- ・水槽内の洗浄・消毒
- ・F号ボールタップの作動テスト
- ・本体の水漏れ、発錆、腐食、損傷の点検
- ・付属機器の損傷の有無及び、作動点検
- ・水槽廻りの簡易清掃

3. 防火設備定期点検・・・年1回

建築基準法第12条の防火設備定期検査及び報告

防火設備定期検査の基準、期間及び結果報告は建築基準法に基づき実施する。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

報告書は、原則として点検後1か月以内に提出する。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により防火設備に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

対象設備

- ① 防火扉
- ② 防火シャッター
- ③ 耐火クロススクリーン
- ④ ドレンチャー

以上

消防本部 本署
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

2. 貯水槽清掃・・・年1回

対象設備

①受水槽 8 t（有効 7 t） × 1基（2槽式）

作業内容

- ・水槽内の洗浄・消毒
- ・F号ボールタップの作動テスト
- ・本体の水漏れ、発錆、腐食、損傷の点検
- ・付属機器の損傷の有無及び、作動点検
- ・水槽廻りの簡易清掃

以上

消防本部 水間出張所
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

2. 貯水槽清掃・・・年1回

対象設備

①受水槽 0.8t（有効 0.54t） × 1基（1槽式）

作業内容

- ・水槽内の洗浄・消毒
- ・F号ボールタップの作動テスト
- ・本体の水漏れ、発錆、腐食、損傷の点検
- ・付属機器の損傷の有無及び、作動点検
- ・水槽廻りの簡易清掃

以上

消防本部 二色出張所
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

第2分団器具庫 施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

貝塚市小学校 7 施設
施設維持管理業務仕様書

対象施設

- ①東小学校 貝塚市小瀬 1－2 5－5
- ②津田小学校 貝塚市津田南町 1－1
- ③木島小学校 貝塚市三ツ松 1 0 4 8
- ④葛城小学校 貝塚市木積 2 0 3 2
- ⑤中央小学校 貝塚市麻生中 8 5 4
- ⑥永寿小学校 貝塚市三ツ松 2 0 2 0
- ⑦二色学園 貝塚市二色 1－3－1

※西小学校・南小学校・北小学校・東山小学校に関しては、業務内容が異なるため、別仕様書となる。

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

2. 電気設備保守点検

電気設備の技術基準を維持する。

対象設備

- ①東小学校 受電容量 1 5 0 K V A
- ②津田小学校 受電容量 1 2 5 K V A

- ③木島小学校 受電容量 125KVA
- ④葛城小学校 受電容量 125KVA
- ⑤中央小学校 受電容量 175KVA
- ⑥永寿小学校 受電容量 175KVA
- ⑦二色学園 受電容量 150KVA

業務内容

①月次点検・・・年6回（隔月）

- ・電気工作物運転中の電気設備個々の機器本体及び配線などについて、温度測定・目視・触手等を原則とした五感による外観点検を行う。
- ・なお、漏電監視装置を設置し、点検の無い月においても、常時監視センターにて漏電の有無の状況監視を行う。

②年次点検・・・保安規程に基づく周期

- ・電力会社と自家用電気工作物との責任分界となる開閉器を開放して電気設備を停止し、目視による外観点検と、触手などの五感による観察点検及び測定器具を用いての絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、その他の機能試験を実施する。

③臨時点検・・・随時

- ・事故発生時の指導、事故原因調査の協力、再発防止処置の指導、電気関係報告規則に基づく電気事故報告書の作成指導及び手続指導。
- ・事故及び異常発生時の点検対応
- ・季節的条件に対処するための点検（梅雨期、雷の多発期、台風期）

④受変電機器周辺清掃・・・年次点検実施時

⑤工事に伴う点検・申請手続き等（別途費用）

3. 防火設備定期点検・・・年1回

建築基準法第12条の防火設備定期検査及び報告

防火設備定期検査の基準、期間及び結果報告は建築基準法に基づき実施する。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

報告書は、原則として点検後1か月以内に提出する。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により防火設備に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

対象設備

- ① 防火扉
- ② 防火シャッター
- ③ 耐火クロススクリーン
- ④ ドレンチャー

以上

貝塚市小学校 4 施設
施設維持管理業務仕様書

対象施設

- ①西小学校 貝塚市脇浜 4－6－1
- ②南小学校 貝塚市地藏堂 2 8 6
- ③北小学校 貝塚市北 4 4 1
- ④東山小学校 貝塚市東山 5－1 1－1

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

2. 電気設備保守点検

電気設備の技術基準を維持する。

対象設備

- ①西小学校 受電容量 1 2 5 K V A
- ②南小学校 受電容量 2 0 0 K V A
- ③北小学校 受電容量 2 5 0 K V A
- ④東山小学校 受電容量 3 0 0 K V A

業務内容

- ①月次点検・・・年6回（隔月）

- ・電気工作物運転中の電気設備個々の機器本体及び配線などについて、温度測定・目視・触手等を原則とした五感による外観点検を行う。
- なお、漏電監視装置を設置し、点検の無い月においても、常時監視センターにて漏電の有無の状況監視を行う。

②年次点検・・・保安規程に基づく周期

- ・電力会社と自家用電気工作物との責任分界となる開閉器を開放して電気設備を停止し、目視による外観点検と、触手などの五感による観察点検及び測定器具を用いての絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、その他の機能試験を実施する。

③臨時点検・・・随時

- ・事故発生時の指導、事故原因調査の協力、再発防止処置の指導、電気関係報告規則に基づく電気事故報告書の作成指導及び手続指導。
- ・事故及び異常発生時の点検対応
- ・季節的条件に対処するための点検（梅雨期、雷の多発期、台風期）

④受変電機器周辺清掃・・・年次点検実施時

⑤工事に伴う点検・申請手続き等（別途費用）

3. エレベーター保守点検・・・年12回（月1回）

対象設備

- | | | | |
|--------|--------|-------|-----|
| ①西小学校 | フジテック製 | 750Kg | ×1基 |
| ②南小学校 | 三菱製 | 750Kg | ×1基 |
| ③北小学校 | 東芝製 | 750Kg | ×1基 |
| ④東山小学校 | フジテック製 | 900Kg | ×1基 |

業務仕様

別添「貝塚市立西小学校昇降機保守業務仕様書」、別添「貝塚市立南小学校昇降機保守業務仕様書」、別添「貝塚市立北小学校昇降機保守業務仕様書」、別添「貝塚市立東山小学校昇降機保守業務仕様書」のとおりとする。

4. 防火設備定期点検・・・年1回

建築基準法第12条の防火設備定期検査及び報告

防火設備定期検査の基準、期間及び結果報告は建築基準法に基づき実施する。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

報告書は、原則として点検後1か月以内に提出する。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により防火設備に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

対象設備

- ① 防火扉

- ② 防火シャッター
- ③ 耐火クロススクリーン
- ④ ドレンチャー

以上

貝塚市立西小学校昇降機保守業務仕様書

昇降機等（エレベータ、エスカレータ、動く歩道、自動扉、パイコレーター等）の正常かつ良好な運転状態を保つため計画的に技術者又は監督技術者を派遣し、下記事項を行います。

記

1 点検

（１）定期的に技術者を派遣し、機器、装置の点検を行い、必要に応じて給油、調整、清掃を行います。

（２）点検、給油、調整、清掃の対象個所、機器名、及び内容については別紙のとおりです。

（３）点検の都度「作業報告書」を提出します。

2 修理又は取り替え

機器の磨耗、劣化を予測し、機能維持を図るため、機器の構成部品の修理又は部品の取替が必要な場合は報告致します。

3 品質検査

定期的に昇降機等の総合的な機能を確認する検査を行います。

4 故障対応

故障時の緊急事態に備え適切な処置が行えるよう 24 時間専門技術者が待機しております。

5 法令に基づく検査の立会い

建築基準法〔第 12 条〕又は労働安全衛生法〔第 41 条〕による定期検査、性能検査の立会いを行います。又、報告書等の手続きを代行して行います。

6 維持管理の情報サービス

安全確保、正しい利用法、関係諸法規改正の連絡等の情報サービスを行います。

7 作業中の運転休止

点検作業中は昇降機等の運転を休止することがあります。

8 仕様書の適用

本仕様書は法令に定める竣工検査後 20 年間に行う作業計画をもとに作成しています。

以上

（日本エレベータ協会標準）

貝塚市立西小学校昇降機保守業務仕様書

- 1 業務目的 「建築基準法」及びこれに基づく地方条例並びに「昇降機の適切な維持管理に関する指針（平成 28 年 2 月 19 日国土交通省公表）」により計画的に技術者又は管理技術者を派遣しエレベーターの正常かつ良好な運転状況を保つことを目的とする。

2 業務概要

（１）型式及び概要

型 式	積載荷重 (kg)	定員 (人)	停止箇所	付 加 仕 様
WP-11-2C0-45-3T	750	11	3 箇所	地震管制、リスタート運転 火災管制、停電時自動着床装置 ボニック、トリプルドアセンサ 乗場液晶インジケータ、車椅子仕様 冠水管制、遮煙ドア、地震時仮復旧 戸開走行保護装置

- （２）定期点検は毎月定期的（１回／月）に行うこと。

本点検は、昇降路・機械室・乗場等、かご及び機器装置等昇降機設備の一切とする。

（乗用） 消耗部品付（POG）点検

（３）異常監視

- ①対象設備について、次の異常が発生した時は、遠隔点検装置からの異常通報に基づき、適切な処置を取る。
- （ア）閉じ込め故障（イ）使用不能故障（運行に支障がある状態）（ウ）着床不良
（エ）戸開閉不良（オ）制御盤停電（カ）遠隔点検装置停電
（キ）制御関連機器温度異常
- 尚、ビル停電等により（オ）、（カ）が同時に発生した場合は通報なし。但し、（ア）「閉じ込め故障」が発生した場合は通報あり。
- ②対象設備について次の故障が発生した場合は、かご内通話装置により、同かご内の乗客と請負会社緊急コールセンター受信専門員が直接通話し、必要な指示・連絡等にあたる。
- （ア）閉じ込め故障（イ）使用不能故障（運行に支障がある状態）
- ③技術員が出勤に備え 24 時間体制をとり、24 時間体制でエレベーターの運行状態確認、監視を行い、異常を受信した際には技術員を派遣し、適切な処置を行う。
- ④異常報告が発せられた場合の処置の結果について、「作業報告書」又は「故障修理報告書」を提出する。

3 点検仕様

(1) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（平成 30 年版）による。

定期的に点検を行い、運転状況における性能を総合的に判断し異常や不具合を発見したときは直ちに適切な処置をとるものとする。

(2) 消耗品、付属品等

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、受注者の負担とする。

①点検・品質管理・故障の処置に必要な部品のうち消耗部品（主電動機用カーボン刷子、扉開閉用電動機カーボン刷子、プラグインリレー、かご内照明用蛍光灯）を供給すること。

②ランプ類、ヒューズ類、補充用油脂類、ウエス等

(3) 品質管理

年 1 回、定期に昇降機検査資格者等によりエレベーターの総合的な機能を確認する検査を行い、その結果について「定期検査報告書」を作成し報告するものとする。

（建築基準法第 1 2 条に基づく点検を行い、報告書を提出すること。）

(4) 軽微な事項に対する費用負担

本仕様書に記載されていない事柄であっても、保守点検上、施設管理担当者が当然必要と認める軽微な事柄については、その材料及び作業に要する一切の費用を受注者が負担する。

(5) 災害・緊急時の対応

災害・緊急時の対応として、不意の故障や事故に備え、専門技術者による 24 時間出動体制を組み、連絡があれば、ただちに出勤し 60 分以内に対応する。また、契約者から連絡を受けた後、24 時間以内に故障を復旧する。

(6) 報告書の様式

昇降機の検査標準（J I S A 4 3 0 2）に記載されているエレベーター定期検査成績書並びにエレベーター点検表を様式として使用するものとする。

(7) 報告書等の提出

昇降機の検査標準（J I S A 4 3 0 2）に記載されているエレベーター定期検査成績書並びにエレベーター点検表に毎回点検毎に点検結果を記入し、速やかに提出すること。提出書類及び部数は下記のとおりとする。

- ・エレベーター定期検査成績書（J I S A 4 3 0 2） 1 部
- ・エレベーター点検表（J I S A 4 3 0 2） 1 部

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
外観 (運転状態)	走行時の乗り心地	起動、加速、減速、着床状態 定格速度の測定
	走行時の異常音、異常振動	異常音、異常振動の有無
	着床時の段差	段差発生の有無
制御機器 (昇降路内)	受電盤・制御盤	各盤の固定状態 ヒューズの劣化の有無 メインリレー接点の状態 リレー端子・端子台の緩み確認 メインブレーカの固定状態、損傷の有無 イベントコードの確認、分析 インバータ、コンバータの掃除 絶縁抵抗測定 CPUバッテリー劣化
	電動機	汚れ、異常音、異常温度の有無
	巻上機	汚れ、異常音、軸受部の温度・油漏れ、防振ゴムの状態 ギヤオイルの量と汚れ、油漏れ
	電磁ブレーキ	擦過音、吸引・釈放音の異常の有無 Wナット・ロックナット・六角ボルトの緩み確認 ブレーキまわりの被油、被水、汚れ、錆 ブレーキ締結力の確認 ブレーキスイッチの動作、設置状態の確認
	パルスエンコーダ	固定状態、板バネの変形、ゴミ・油の付着
	UCMP専用制御盤	盤の固定状態 UCMP機能の確認 リレー端子・端子台の緩み確認 イベントコードの確認、分析 絶縁抵抗測定 CPUバッテリー劣化
昇降路	主ワイヤーロープ	メインロープのテンション確認 メインロープの摩耗、素線切れ 割ピン・Wナット・回り止めの状態
	ガバナロープ	ガバナロープの摩耗、素線切れ、キンク
	調速機	調速機の作動速度測定 ガバナプーリの条痕、異音、ロープ外れ止めの取付状態 ガバナテンションプーリブラケットの位置確認
	移動ケーブル	ケーブルの捻れ、変形、接触痕の有無
	ガイドレール	レール・ブラケット・フィッシュプレート固定状態
	着床装置・プレート	インダクターの取付状態、プレートとの隙間
	上下リミットスイッチ	スイッチの動作確認、配線状態の確認 ローラー注油、亀裂・剥離・摩耗の有無の確認
	つり合いおもり	緩衝器とのクリアランス確認 固定ボルトの緩み確認 ガイドシューの損傷、剥離、摩耗
	シーブ	メインシーブの摩耗 オーバーヘッドシーブの条痕、亀裂、取付状態 つり合いおもりシーブの条痕、亀裂、取付状態 カーシーブの条痕、亀裂、取付状態
	コンパンチェーン	走行異常(周辺機器との干渉の有無) 最下端位置の確認 支持、取付部の状態確認
	昇降路内環境状態	被水、雨水浸入、ヒビ割れ
	昇降路内機器の状態	各機器の外観目視点検

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
ピット	ピット内環境状態	浸水、異物の有無
	ピット内機器の状態	緩衝器の固定状態、錆、油漏れ 各機器の外観目視点検
かご	かご内室意匠・状態	損傷、腐食、変色、変形、目地のガタ・隙間
	かご内表示器・ボタン	機能・動作確認
	かご内照明	球切れ、ちらつき、グロー球の劣化
	かご内ファン	動作確認、異常音の有無
	除菌イオン発生装置	動作確認、電極部の掃除
かごまわり	ドアの開閉装置	開閉動作の異常の有無
		ドアセフティシューの反転動作
		光電センサーの作動状態、レンズ掃除
		かごドアまわり点検・注油・異物除去
		かごドアモータ・ブラシ・プーリの状態
		Vベルト・歯付きベルトの損傷、亀裂、油脂付着、緩み
		かごドアハンガーボルトの緩み
		アップスラストローラのギャップと緩み
		ドアとドア・ドアとエントランスの隙間確認
	ドア閉安全装置の作動	ゲートスイッチの動作点
		ドア連動装置・エアコードの状態
	結線ボックス・ドアポジションボックス	配線状態、コネクタの状態確認
乗場	給油器	給油器オイルの飛散・レールへの回り・給油
	非常止め装置	セフティとレールのギャップ、ボルトの緩み
	ガイドシュー	ガイドシューの損傷、剥離、摩耗
	荷重検出装置	荷重検出装置の作動状態
		ロードセルの作動状態
	かご下防振ゴム	かご下防振ゴムの劣化、損傷
	乗場意匠	乗場まわり各機器の外観目視点検
	表示器・ボタン	機能・動作確認
	インターロック	スイッチ取付ボルトの緩み、沈み代
		ロックのギャップ、コンタクタープレートの状態
	ドア開閉状態	乗場ドアまわり点検・注油・異物除去・自閉力の確認
		ドアトラックレール異物除去
		乗場ドアハンガーボルトの緩み
		アップスラストローラのギャップと緩み
		かご・乗場各キャッチデバイスの隙間、係合確認
		ドア連動装置・エアコードの状態
		非常解錠装置の取付状態
非常装置	停電灯	停電灯の点灯状態
		外部非常ベル(ブザー)の鳴動状態
	外部連絡装置	かご非常ベル(ブザー)の鳴動状態
		遠隔監視装置の機能テスト、通話テスト

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
付加装置	地震時管制運転装置	地震感知器の動作確認
	停電時自動着床装置	着床装置の動作確認
	火災時管制運転装置	信号等による動作確認
	冠水時管制運転装置	フロートスイッチの動作確認
	遮煙エレベータ乗場ドア	気密材の変形、損傷、取付ボルトの緩み確認
		耐火ブラケットの取付状態
		ドアまわりの規定寸法の確認
	防犯カメラ装置(セキュア)	カメラユニットの損傷確認・掃除・LED点灯
		録画装置、人感センサーの動作確認
	音声合成アナウンス	音声アナウンスの放送状態
	監視盤	監視盤の表示ランプの確認
	かご内クーラー	外観目視点検(異音、損傷、腐食、錆)

(注)

各項目の点検頻度は、1ヵ月から12ヵ月までの間で各項目ごとに定める周期もしくは稼動履歴による基準によります。
遠隔監視装置の点検は遠隔監視契約の場合のみ適用されます。

エレベータの機種・種類または仕様により上表の機器・部品が装備されていない場合は対象外となります。

【別表2】遠隔監視点検項目（ニューゴールドメンテナンス）

1. 遠隔監視点検内容

項 目	内 容
制御関連機器	制御盤温度
	接触器の動作状態
	制御機器の動作状態
	ブレーキ(油圧電磁弁)動作状態 ()内は油圧式の場合
かご・乗場機器	戸の開閉状態
	押しボタンの動作状態
	ゲートスイッチの動作状態
	ドアスイッチの動作状態
	安全スイッチの動作状態
	遠隔監視装置の動作状態
昇降路内機器	はかり装置の動作状態
	安全スイッチの動作状態
走行性能	起動状態
	加速状態
	一定速度走行状態
	減速状態
	着床状態
	各階停止運転による異常確認
運行計測	運転回数
	走行距離・運転時間
	戸の開閉回数
	かご照明点灯時間
	映像確認用カメラ動作状態

2. 報告書記載内容

状態監視結果	かご内照明点灯時間
運行回数	かご内照明点灯回数
運転時間	異常の有無
戸の開閉回数	遠隔監視受信記録

貝塚市立南小学校昇降機保守業務仕様書

昇降機等（エレベータ、エスカレータ、動く歩道、自動扉、バイコレーター等）の正常かつ良好な運転状態を保つため計画的に技術者又は監督技術者を派遣し、下記事項を行います。

記

1 点検

（１）定期的に技術者を派遣し、機器、装置の点検を行い、必要に応じて給油、調整、清掃を行います。

（２）点検、給油、調整、清掃の対象個所、機器名、及び内容については別紙のとおりです。

（３）点検の都度「作業報告書」を提出します。

2 修理又は取り替え

機器の磨耗、劣化を予測し、機能維持を図るため、機器の構成部品の修理又は部品の取替が必要な場合は報告致します。

3 品質検査

定期的に昇降機等の総合的な機能を確認する検査を行います。

4 故障対応

故障時の緊急事態に備え適切な処置が行えるよう 24 時間専門技術者が待機しております。

5 法令に基づく検査の立会い

建築基準法〔第 12 条〕又は労働安全衛生法〔第 41 条〕による定期検査、性能検査の立会いを行います。又、報告書等の手続きを代行して行います。

6 維持管理の情報サービス

安全確保、正しい利用法、関係諸法規改正の連絡等の情報サービスを行います。

7 作業中の運転休止

点検作業中は昇降機等の運転を休止することがあります。

8 仕様書の適用

本仕様書は法令に定める竣工検査後 20 年間に行う作業計画をもとに作成しています。

以上

（日本エレベータ協会標準）

貝塚市立南小学校昇降機保守業務仕様書

- 1 業務目的 「建築基準法」及びこれに基づく地方条例並びに「昇降機の適切な維持管理に関する指針（平成 28 年 2 月 19 日国土交通省公表）」により計画的に技術者又は管理技術者を派遣しエレベーターの正常かつ良好な運転状況を保つことを目的とする。

2 業務概要

(1) 型式及び概要

インバータ式交流中速（乗用）昇降機

型 式	積載 荷重 (kg)	定員 (人)	停止 箇所	付 加 仕 様
MLB P11-C0-60-QF 乗用	750	11	3 箇所	停電時自動着床装置 火災時管制運転装置 地震時管制運転装置、機械監視装置 車椅子仕様・音声合成装置

(2) 製造者及び設置年度

日本エレベーター製造株式会社

（乗用） 1 台 （平成 17 年 2 月設置）

(3) 定期点検は毎月定期的（1 回／月）に行うこと。

本点検は、昇降路・機械室・乗場等、かご及び機器装置等昇降機設備の一切とする。

（乗用） 消耗部品付（POG）点検

(4) 異常監視

- ① 対象設備について、次の異常が発生した時は、遠隔点検装置からの異常通報に基づき、適切な処置を取る。

（ア）閉じ込め故障（イ）使用不能故障（運行に支障がある状態）（ウ）着床不良

（エ）戸開閉不良（オ）制御盤停電（カ）遠隔点検装置停電

（キ）制御関連機器温度異常

尚、ビル停電等により（オ）、（カ）が同時に発生した場合は通報なし。但し、（ア）「閉じ込め故障」が発生した場合は通報あり。

- ② 対象設備について次の故障が発生した場合は、かご内通話装置により、同かご内の乗客と請負会社緊急コールセンター受信専門員が直接通話し、必要な指示・連絡等にあたる。

（ア）閉じ込め故障（イ）使用不能故障（運行に支障がある状態）

- ③ 異常報告が発せられた場合の処置の結果について、「作業報告書」又は「故障修理報告書」を提出する。

3 点検仕様

(1) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様

書（平成 30 年版）による。

定期的に点検を行い、運転状況における性能を総合的に判断し異常や不具合を発見したときは直ちに適切な処置をとるものとする。

（２）消耗品、付属品等

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、受注者の負担とする。

①点検・品質管理・故障の処置に必要な部品のうち消耗部品（主電動機用カーボン刷子、扉開閉用電動機カーボン刷子、プラグインリレー、かご内照明用蛍光灯）を供給すること。

②ランプ類、ヒューズ類、補充用油脂類、ウエス等

（３）品質管理

年 1 回、定期に昇降機検査資格者等によりエレベーターの総合的な機能を確認する検査を行い、その結果について「定期検査報告書」を作成し報告するものとする。

（建築基準法第 12 条に基づく点検を行い、報告書を提出すること。）

（４）軽微な事項に対する費用負担

本仕様書に記載されていない事柄であっても、保守点検上、施設管理担当者が当然必要と認める軽微な事柄については、その材料及び作業に要する一切の費用を受注者が負担する。

（５）災害・緊急時の対応

災害・緊急時の対応として、不意の故障や事故に備え、専門技術者による 24 時間出動体制を組み、連絡があれば、ただちに出動し 60 分以内に対応する。また、契約者から連絡を受けた後、24 時間以内に故障を復旧する。

（６）報告書の様式

昇降機の検査標準（JISA4302）に記載されているエレベーター定期検査成績書並びにエレベーター点検表を様式として使用するものとする。

（７）報告書等の提出

昇降機の検査標準（JISA4302）に記載されているエレベーター定期検査成績書並びにエレベーター点検表に毎回点検毎に点検結果を記入し、速やかに提出すること。提出書類及び部数は下記のとおりとする。

・エレベーター定期検査成績書（JISA4302）	1 部
・エレベーター点検表（JISA4302）	1 部

5 設備仕様

本点検にかかるエレベーターの仕様は下記のとおりである。

インバータ式交流中速（乗用）昇降機

形式	MLB P11-CO-60-QF
用途	乗用・車椅子兼用
定格積載質量	750 kg（定員 11 名）
定格速度	60m/min
電動機容量	4.6Kw
制御方式	交流可変電圧可変周波数制御方式
運転操作方式	コレクチブコントロール
かご内寸法	W1400mm×D1350mm×H2100
出入口寸法	W800mm×H2100mm（2 枚戸中央開）

昇降行程	8 m 3 0 0
電源	動力用 3 相交流 200V 60Hz
停止階	1 階から 3 階（3 箇所）
ロープ	Φ10×4 本 2 : 1
連絡装置	同時通話式インターホン
戸開閉方式	電動式 2 枚戸
一般付加仕様	地震時管制運転装置・機械監視装置
	火災時管制運転装置・停電時自動着床装置
福祉型付加仕様	車椅子仕様
	音声合成装置

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
外観 (運転状態)	走行時の乗り心地	起動、加速、減速、着床状態 定格速度の測定
	走行時の異常音、異常振動	異常音、異常振動の有無
	着床時の段差	段差発生の有無
制御機器 (昇降路内)	受電盤・制御盤	各盤の固定状態 ヒューズの劣化の有無 メインリレー接点の状態 リレー端子・端子台の緩み確認 メインブレーカの固定状態、損傷の有無 イベントコードの確認、分析 インバータ、コンバータの掃除 絶縁抵抗測定 CPUバッテリー劣化
	電動機	汚れ、異常音、異常温度の有無
	巻上機	汚れ、異常音、軸受部の温度・油漏れ、防振ゴムの状態 ギヤオイルの量と汚れ、油漏れ
	電磁ブレーキ	擦過音、吸引・釈放音の異常の有無 Wナット・ロックナット・六角ボルトの緩み確認 ブレーキまわりの被油、被水、汚れ、錆 ブレーキ締結力の確認 ブレーキスイッチの動作、設置状態の確認
	パルスエンコーダ	固定状態、板バネの変形、ゴミ・油の付着
	UCMP専用制御盤	盤の固定状態 UCMP機能の確認 リレー端子・端子台の緩み確認 イベントコードの確認、分析 絶縁抵抗測定 CPUバッテリー劣化
昇降路	主ワイヤーロープ	メインロープのテンション確認 メインロープの摩耗、素線切れ 割ピン・Wナット・回り止めの状態
	ガバナロープ	ガバナロープの摩耗、素線切れ、キンク
	調速機	調速機の作動速度測定 ガバナプーリの条痕、異音、ロープ外れ止めの取付状態 ガバナテンションプーリブラケットの位置確認
	移動ケーブル	ケーブルの捻れ、変形、接触痕の有無
	ガイドレール	レール・ブラケット・フィッシュプレート固定状態
	着床装置・プレート	インダクターの取付状態、プレートとの隙間
	上下リミットスイッチ	スイッチの動作確認、配線状態の確認 ローラー注油、亀裂・剥離・摩耗の有無の確認
	つり合いおもり	緩衝器とのクリアランス確認 固定ボルトの緩み確認 ガイドシューの損傷、剥離、摩耗
	シーブ	メインシーブの摩耗 オーバーヘッドシーブの条痕、亀裂、取付状態 つり合いおもりシーブの条痕、亀裂、取付状態 カーシーブの条痕、亀裂、取付状態
	コンパンチェーン	走行異常(周辺機器との干渉の有無) 最下端位置の確認 支持、取付部の状態確認
	昇降路内環境状態	被水、雨水浸入、ヒビ割れ
	昇降路内機器の状態	各機器の外観目視点検

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
ピット	ピット内環境状態	浸水、異物の有無
	ピット内機器の状態	緩衝器の固定状態、錆、油漏れ 各機器の外観目視点検
かご	かご内室意匠・状態	損傷、腐食、変色、変形、目地のガタ・隙間
	かご内表示器・ボタン	機能・動作確認
	かご内照明	球切れ、ちらつき、グロー球の劣化
	かご内ファン	動作確認、異常音の有無
	除菌イオン発生装置	動作確認、電極部の掃除
かごまわり	ドアの開閉装置	開閉動作の異常の有無
		ドアセフティシューの反転動作
		光電センサーの作動状態、レンズ掃除
		かごドアまわり点検・注油・異物除去
		かごドアモータ・ブラシ・プーリの状態
		Vベルト・歯付きベルトの損傷、亀裂、油脂付着、緩み
		かごドアハンガーボルトの緩み
		アップスラストローラのギャップと緩み
		ドアとドア・ドアとエントランスの隙間確認
	ドア閉安全装置の作動	ゲートスイッチの動作点
		ドア連動装置・エアコードの状態
	結線ボックス・ドアポジションボックス	配線状態、コネクタの状態確認
乗場	給油器	給油器オイルの飛散・レールへの回り・給油
	非常止め装置	セフティとレールのギャップ、ボルトの緩み
	ガイドシュー	ガイドシューの損傷、剥離、摩耗
	荷重検出装置	荷重検出装置の作動状態
		ロードセルの作動状態
	かご下防振ゴム	かご下防振ゴムの劣化、損傷
	乗場意匠	乗場まわり各機器の外観目視点検
	表示器・ボタン	機能・動作確認
	インターロック	スイッチ取付ボルトの緩み、沈み代
		ロックのギャップ、コンタクタープレートの状態
	ドア開閉状態	乗場ドアまわり点検・注油・異物除去・自閉力の確認
		ドアトラックレール異物除去
		乗場ドアハンガーボルトの緩み
		アップスラストローラのギャップと緩み
		かご・乗場各キャッチデバイスの隙間、係合確認
		ドア連動装置・エアコードの状態
		非常解錠装置の取付状態
非常装置	停電灯	停電灯の点灯状態
		外部非常ベル(ブザー)の鳴動状態
	外部連絡装置	かご非常ベル(ブザー)の鳴動状態
		遠隔監視装置の機能テスト、通話テスト

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
付加装置	地震時管制運転装置	地震感知器の動作確認
	停電時自動着床装置	着床装置の動作確認
	火災時管制運転装置	信号等による動作確認
	冠水時管制運転装置	フロートスイッチの動作確認
	遮煙エレベータ乗場ドア	気密材の変形、損傷、取付ボルトの緩み確認
		耐火ブラケットの取付状態
		ドアまわりの規定寸法の確認
	防犯カメラ装置(セキュア)	カメラユニットの損傷確認・掃除・LED点灯
		録画装置、人感センサーの動作確認
	音声合成アナウンス	音声アナウンスの放送状態
	監視盤	監視盤の表示ランプの確認
	かご内クーラー	外観目視点検(異音、損傷、腐食、錆)

(注)

各項目の点検頻度は、1ヵ月から12ヵ月までの間で各項目ごとに定める周期もしくは稼動履歴による基準によります。
遠隔監視装置の点検は遠隔監視契約の場合のみ適用されます。

エレベータの機種・種類または仕様により上表の機器・部品が装備されていない場合は対象外となります。

【別表2】遠隔監視点検項目（ニューゴールドメンテナンス）

1. 遠隔監視点検内容

項 目	内 容
制御関連機器	制御盤温度
	接触器の動作状態
	制御機器の動作状態
	ブレーキ(油圧電磁弁)動作状態 ()内は油圧式の場合
かご・乗場機器	戸の開閉状態
	押しボタンの動作状態
	ゲートスイッチの動作状態
	ドアスイッチの動作状態
	安全スイッチの動作状態
	遠隔監視装置の動作状態
昇降路内機器	はかり装置の動作状態
	安全スイッチの動作状態
走行性能	起動状態
	加速状態
	一定速度走行状態
	減速状態
	着床状態
	各階停止運転による異常確認
運行計測	運転回数
	走行距離・運転時間
	戸の開閉回数
	かご照明点灯時間
	映像確認用カメラ動作状態

2. 報告書記載内容

状態監視結果	かご内照明点灯時間
運行回数	かご内照明点灯回数
運転時間	異常の有無
戸の開閉回数	遠隔監視受信記録

貝塚市立北小学校昇降機保守業務仕様書

対象設備を常に正常且つ良好な運転状態に保つよう、契約に基づく作業を以下の通り実施する。

- 1 遠隔監視
 - (1) 電源異常、起動不能、閉じ込め故障
 - (2) 遠隔監視装置の点検
- 2 定期点検
 - (1) 毎月定期的に技術員を派遣してエレベーター機器全般（付加装置含む）を点検し、必要に応じ清掃、給油、調整を行う。
 - (2) 定期点検の結果については、「メンテナンス報告書」を提出する。
- 3 定期整備（別紙2のとおり）
 - (1) 適切な保守計画及び定期点検の結果により機器の性能維持に必要と判断される場合は、技術員を派遣し直ちに修理又は部品の取替えを行う。
 - (2) 定期整備の結果については、「メンテナンス報告書」を提出する。
- 4 細密調査
 - (1) 年 1 回年次細密調査員を派遣し、機器装置の細部を調査し、予防保全的措置をとる。
 - (2) 調査の結果については、「年次細密調査報告書」を提出する。
- 5 サービス体制
 - (1) 技術員が出動に備え 24 時間体制をとり、24 時間体制でエレベーターの運行状態確認、監視を行い異常を受信した際には技術員を派遣し、適切な処置を行う。
 - (2) 閉じ込め故障時には、かご内通話装置により、同かご内の乗客と乙の緊急コールセンター受信専門員が直接通話し、必要な指示・連絡等にあたる。
- 6 部品供給体制

乙は、作業に必要な部品のうち、消耗部品（通常の使用による摩耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）を供給する。また、必要な交換部品（純正部品）等を保管し、部品を安定供給する。
- 7 報告書の提出先

すべて報告書は、甲と対象設備の施設管理者の両者に提出する。

主要整備工事範圍

工 事 項 目	機 種 分 類									
	DCGL	ACGL	HD	DM	DCGD	AC1・2	ACVV	VFGD	MRLS	
◆エレベーター本体										
オーバーホール			●							
乗心地調整			●							
◆モーター										
軸受取替			●							
冷却ブロー取替										
◆巻上機										
軸受取替										
ギヤオイル取替										
メインシープ取替										
防振ゴム										
◆ブレーキ										
シューライニング取替										
ブレーキスプリング取替										
オーバーホール										
◆油圧パワーユニット										
ポンプメカニカルシール取替			●							
ポンプ軸取替			●							
ポンプOリング取替			●							
ベルト取替			●							
バルブ取替			●							
高圧ゴムホース			●							
ピクトリック継手ゴムリング取替			●							
サイレンサーゴムパッキン取替			●							
ラインフィルターエレメント取替			●							
◆調速機										
シープ取替			●							
軸受取替			●							
◆階床選択器										
可動接触子取替										
アドバンサーモーター取替										
電磁クラッチ取替										
キャッチマグネット取替										
カムスイッチ取替										
逆転後知スイッチ取替										
移動ケーブル取替										
セレクトターテープ取替										
◆制御盤										
リレー本体取替			●							
コンタクター本体取替			●							
半導体プリント基板取替			●							
コンデンサー取替			●							
◆かご関係										
層床スイッチ取替			●							
ガイドシュー(ローラー)取替			●							
セフティー用スラックケーブル取替			●							
非常用バッテリー取替			●							
◆昇降路										
C/Wガイドシュー(ローラー)取替			●							
メインロープ取替			●							
ガイドロープ取替			●							
テールコード取替			●							
スローダウンカムスイッチ取替			●							

工 事 項 目	機 種 分 類									
	DCGL	ACGL	HD	DM	DCGD	AC1・2	ACVV	VFGD	MRLス	
◆油圧ジャッキ関係										
Uパッキン取替			●							
ステップシール取替			●							
Oリング取替			●							
◆ドア関係										
ドアシュー取替			●							
ハンガーローラー取替			●							
エキセンローラー取替			●							
運動ロープ取替			●							
インターロックスイッチ取替			●							
ドアカムスイッチ取替			●							
ドア駆動ベルト取替			●							
ドアセフティーシューコード取替			●							
ドア係合ローラー取替			●							
◆その他設備										
遮煙のりばドア、気密材取替										

備考：契約範囲内の付加装置に関する部品交換を含みます。

除外項目

- (1) 機械室内建物付属設備
- (2) 昇降路周壁
- (3) 下記に対する塗布、メッキ直し、修理、取替
 - イ. 昇降かご(ゴムタイル含む)
 - ロ. 各階乗場戸
 - ハ. 三方枠
 - ニ. 敷居
 - ホ. 押釦フェースプレート
 - ヘ. インジケーターフェースプレート
 - ト. 操作盤フェースプレート

貝塚市立東山小学校昇降機保守業務仕様書

昇降機等（エレベータ、エスカレータ、動く歩道、自動扉、パイコレーター等）の正常かつ良好な運転状態を保つため計画的に技術者又は監督技術者を派遣し、下記事項を行います。

記

1 点検

（１）定期的に技術者を派遣し、機器、装置の点検を行い、必要に応じて給油、調整、清掃を行います。

（２）点検、給油、調整、清掃の対象個所、機器名、及び内容については別紙のとおりです。

（３）点検の都度「作業報告書」を提出します。

2 修理又は取り替え

機器の磨耗、劣化を予測し、機能維持を図るため、機器の構成部品の修理又は部品の取替が必要な場合は報告致します。

3 品質検査

定期的に昇降機等の総合的な機能を確認する検査を行います。

4 故障対応

故障時の緊急事態に備え適切な処置が行えるよう 24 時間専門技術者が待機しております。

5 法令に基づく検査の立会い

建築基準法〔第 12 条〕又は労働安全衛生法〔第 41 条〕による定期検査、性能検査の立会いを行います。又、報告書等の手続きを代行して行います。

6 維持管理の情報サービス

安全確保、正しい利用法、関係諸法規改正の連絡等の情報サービスを行います。

7 作業中の運転休止

点検作業中は昇降機等の運転を休止することがあります。

8 仕様書の適用

本仕様書は法令に定める竣工検査後 20 年間に行う作業計画をもとに作成しています。

以上

（日本エレベータ協会標準）

貝塚市立東山小学校昇降機保守業務仕様書

- 1 業務目的 「建築基準法」及びこれに基づく地方条例並びに「昇降機の適切な維持管理に関する指針（平成 28 年 2 月 19 日国土交通省公表）」により計画的に技術者又は管理技術者を派遣しエレベーターの正常かつ良好な運転状況を保つことを目的とする。

2 業務概要

（1）型式及び概要

型 式	積載荷重 (kg)	定員 (人)	停止箇所	付 加 仕 様
WP-13-2C0-45-2T	900	13	3 箇所	地震管制、リスタート運転 火災管制、停電時自動着床装置 ボニック、トリプルドアセンサ 車椅子仕様、冠水管制 地震時仮復旧、戸開走行保護装置

- （2）定期点検は毎月定期的（1 回／月）に行うこと。

本点検は、昇降路・機械室・乗場等、かご及び機器装置等昇降機設備の一切とする。

（乗用） 消耗部品付（POG）点検

（3）異常監視

- ①対象設備について、次の異常が発生した時は、遠隔点検装置からの異常通報に基づき、適切な処置を取る。

（ア）閉じ込め故障（イ）使用不能故障（運行に支障がある状態）（ウ）着床不良

（エ）戸開閉不良（オ）制御盤停電（カ）遠隔点検装置停電

（キ）制御関連機器温度異常

尚、ビル停電等により（オ）、（カ）が同時に発生した場合は通報なし。但し、（ア）「閉じ込め故障」が発生した場合は通報あり。

- ②対象設備について次の故障が発生した場合は、かご内通話装置により、同かご内の乗客と請負会社緊急コールセンター受信専門員が直接通話し、必要な指示・連絡等にあたる。

（ア）閉じ込め故障（イ）使用不能故障（運行に支障がある状態）

- ③技術員が出動に備え 24 時間体制をとり、24 時間体制でエレベーターの運行状態確認、監視を行い、異常を受信した際には技術員を派遣し、適切な処置を行う。

- ④異常報告が発せられた場合の処置の結果について、「作業報告書」又は「故障修理報告書」を提出する。

3 点検仕様

(1) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（平成 30 年版）による。

定期的に点検を行い、運転状況における性能を総合的に判断し異常や不具合を発見したときは直ちに適切な処置をとるものとする。

(2) 消耗品、付属品等

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、受注者の負担とする。

①点検・品質管理・故障の処置に必要な部品のうち消耗部品（主電動機用カーボン刷子、扉開閉用電動機カーボン刷子、プラグインリレー、かご内照明用蛍光灯）を供給すること。

②ランプ類、ヒューズ類、補充用油脂類、ウエス等

(3) 品質管理

年 1 回、定期に昇降機検査資格者等によりエレベーターの総合的な機能を確認する検査を行い、その結果について「定期検査報告書」を作成し報告するものとする。

（建築基準法第 1 2 条に基づく点検を行い、報告書を提出すること。）

(4) 軽微な事項に対する費用負担

本仕様書に記載されていない事柄であっても、保守点検上、施設管理担当者が当然必要と認める軽微な事柄については、その材料及び作業に要する一切の費用を受注者が負担する。

(5) 災害・緊急時の対応

災害・緊急時の対応として、不意の故障や事故に備え、専門技術者による 24 時間出動体制を組み、連絡があれば、ただちに出勤し 60 分以内に対応する。また、契約者から連絡を受けた後、24 時間以内に故障を復旧する。

(6) 報告書の様式

昇降機の検査標準（J I S A 4 3 0 2）に記載されているエレベーター定期検査成績書並びにエレベーター点検表を様式として使用するものとする。

(7) 報告書等の提出

昇降機の検査標準（J I S A 4 3 0 2）に記載されているエレベーター定期検査成績書並びにエレベーター点検表に毎回点検毎に点検結果を記入し、速やかに提出すること。提出書類及び部数は下記のとおりとする。

- ・エレベーター定期検査成績書（J I S A 4 3 0 2） 1 部
- ・エレベーター点検表（J I S A 4 3 0 2） 1 部

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
外観 (運転状態)	走行時の乗り心地	起動、加速、減速、着床状態 定格速度の測定
	走行時の異常音、異常振動	異常音、異常振動の有無
	着床時の段差	段差発生の有無
制御機器 (昇降路内)	受電盤・制御盤	各盤の固定状態 ヒューズの劣化の有無 メインリレー接点の状態 リレー端子・端子台の緩み確認 メインブレーカの固定状態、損傷の有無 イベントコードの確認、分析 インバータ、コンバータの掃除 絶縁抵抗測定 CPUバッテリー劣化
	電動機	汚れ、異常音、異常温度の有無
	巻上機	汚れ、異常音、軸受部の温度・油漏れ、防振ゴムの状態 ギヤオイルの量と汚れ、油漏れ
	電磁ブレーキ	擦過音、吸引・釈放音の異常の有無 Wナット・ロックナット・六角ボルトの緩み確認 ブレーキまわりの被油、被水、汚れ、錆 ブレーキ締結力の確認 ブレーキスイッチの動作、設置状態の確認
	パルスエンコーダ	固定状態、板バネの変形、ゴミ・油の付着
	UCMP専用制御盤	盤の固定状態 UCMP機能の確認 リレー端子・端子台の緩み確認 イベントコードの確認、分析 絶縁抵抗測定 CPUバッテリー劣化
昇降路	主ワイヤーロープ	メインロープのテンション確認 メインロープの摩耗、素線切れ 割ピン・Wナット・回り止めの状態
	ガバナロープ	ガバナロープの摩耗、素線切れ、キンク
	調速機	調速機の作動速度測定 ガバナプーリの条痕、異音、ロープ外れ止めの取付状態 ガバナテンションプーリブラケットの位置確認
	移動ケーブル	ケーブルの捻れ、変形、接触痕の有無
	ガイドレール	レール・ブラケット・フィッシュプレート固定状態
	着床装置・プレート	インダクターの取付状態、プレートとの隙間
	上下リミットスイッチ	スイッチの動作確認、配線状態の確認 ローラー注油、亀裂・剥離・摩耗の有無の確認
	つり合いおもり	緩衝器とのクリアランス確認 固定ボルトの緩み確認 ガイドシューの損傷、剥離、摩耗
	シーブ	メインシーブの摩耗 オーバーヘッドシーブの条痕、亀裂、取付状態 つり合いおもりシーブの条痕、亀裂、取付状態 カーシーブの条痕、亀裂、取付状態
	コンパンチェーン	走行異常(周辺機器との干渉の有無) 最下端位置の確認 支持、取付部の状態確認
	昇降路内環境状態	被水、雨水浸入、ヒビ割れ
	昇降路内機器の状態	各機器の外観目視点検

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
ピット	ピット内環境状態	浸水、異物の有無
	ピット内機器の状態	緩衝器の固定状態、錆、油漏れ 各機器の外観目視点検
かご	かご内室意匠・状態	損傷、腐食、変色、変形、目地のガタ・隙間
	かご内表示器・ボタン	機能・動作確認
	かご内照明	球切れ、ちらつき、グロー球の劣化
	かご内ファン	動作確認、異常音の有無
	除菌イオン発生装置	動作確認、電極部の掃除
かごまわり	ドアの開閉装置	開閉動作の異常の有無
		ドアセフティシューの反転動作
		光電センサーの作動状態、レンズ掃除
		かごドアまわり点検・注油・異物除去
		かごドアモータ・ブラシ・プーリの状態
		Vベルト・歯付きベルトの損傷、亀裂、油脂付着、緩み
		かごドアハンガーボルトの緩み
		アップスラストローラのギャップと緩み
		ドアとドア・ドアとエントランスの隙間確認
	ドア閉安全装置の作動	ゲートスイッチの動作点
		ドア連動装置・エアコードの状態
	結線ボックス・ドアポジションボックス	配線状態、コネクタの状態確認
	給油器	給油器オイルの飛散・レールへの回り・給油
乗場	非常止め装置	セフティとレールのギャップ、ボルトの緩み
	ガイドシュー	ガイドシューの損傷、剥離、摩耗
	荷重検出装置	荷重検出装置の作動状態
		ロードセルの作動状態
	かご下防振ゴム	かご下防振ゴムの劣化、損傷
	乗場意匠	乗場まわり各機器の外観目視点検
	表示器・ボタン	機能・動作確認
	インターロック	スイッチ取付ボルトの緩み、沈み代
		ロックのギャップ、コンタクタープレートの状態
	ドア開閉状態	乗場ドアまわり点検・注油・異物除去・自閉力の確認
		ドアトラックレール異物除去
		乗場ドアハンガーボルトの緩み
		アップスラストローラのギャップと緩み
		かご・乗場各キャッチデバイスの隙間、係合確認
		ドア連動装置・エアコードの状態
		非常解錠装置の取付状態
非常装置	停電灯	停電灯の点灯状態
		外部非常ベル(ブザー)の鳴動状態
	外部連絡装置	かご非常ベル(ブザー)の鳴動状態
		遠隔監視装置の機能テスト、通話テスト

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
付加装置	地震時管制運転装置	地震感知器の動作確認
	停電時自動着床装置	着床装置の動作確認
	火災時管制運転装置	信号等による動作確認
	冠水時管制運転装置	フロートスイッチの動作確認
	遮煙エレベータ乗場ドア	気密材の変形、損傷、取付ボルトの緩み確認
		耐火ブラケットの取付状態
		ドアまわりの規定寸法の確認
	防犯カメラ装置(セキュア)	カメラユニットの損傷確認・掃除・LED点灯
		録画装置、人感センサーの動作確認
	音声合成アナウンス	音声アナウンスの放送状態
	監視盤	監視盤の表示ランプの確認
	かご内クーラー	外観目視点検(異音、損傷、腐食、錆)

(注)

各項目の点検頻度は、1ヵ月から12ヵ月までの間で各項目ごとに定める周期もしくは稼動履歴による基準によります。
遠隔監視装置の点検は遠隔監視契約の場合のみ適用されます。

エレベータの機種・種類または仕様により上表の機器・部品が装備されていない場合は対象外となります。

【別表2】遠隔監視点検項目（ニューゴールドメンテナンス）

1. 遠隔監視点検内容

項 目	内 容
制御関連機器	制御盤温度
	接触器の動作状態
	制御機器の動作状態
	ブレーキ(油圧電磁弁)動作状態 ()内は油圧式の場合
かご・乗場機器	戸の開閉状態
	押しボタンの動作状態
	ゲートスイッチの動作状態
	ドアスイッチの動作状態
	安全スイッチの動作状態
	遠隔監視装置の動作状態
昇降路内機器	はかり装置の動作状態
	安全スイッチの動作状態
走行性能	起動状態
	加速状態
	一定速度走行状態
	減速状態
	着床状態
	各階停止運転による異常確認
運行計測	運転回数
	走行距離・運転時間
	戸の開閉回数
	かご照明点灯時間
	映像確認用カメラ動作状態

2. 報告書記載内容

状態監視結果	かご内照明点灯時間
運行回数	かご内照明点灯回数
運転時間	異常の有無
戸の開閉回数	遠隔監視受信記録

貝塚市中学校 5 施設
施設維持管理業務仕様書

対象施設

- ①第一中学校 貝塚市加神 1－5－1
- ②第二中学校 貝塚市福田 1 0 0
- ③第三中学校 貝塚市東山 7－4－1
- ④第四中学校 貝塚市橋本 1 3 8 5
- ⑤第五中学校 貝塚市二色 2－3－1

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

2. 電気設備保守点検

電気設備の技術基準を維持する。

対象設備

- ①第一中学校 受電容量 2 5 0 K V A
- ②第二中学校 受電容量 2 0 0 K V A
- ③第三中学校 受電容量 1 2 5 K V A
- ④第四中学校 受電容量 2 5 0 K V A
- ⑤第五中学校 受電容量 1 2 5 K V A

業務内容

①月次点検・・・年6回（隔月）

- ・電気工作物運転中の電気設備個々の機器本体及び配線などについて、温度測定・目視・触手等を原則とした五感による外観点検を行う。
- ・なお、漏電監視装置を設置し、点検の無い月においても、常時監視センターにて漏電の有無の状況監視を行う。

②年次点検・・・保安規程に基づく周期

- ・電力会社と自家用電気工作物との責任分界となる開閉器を開放して電気設備を停止し、目視による外観点検と、触手などの五感による観察点検及び測定器具を用いての絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、その他の機能試験を実施する。

③臨時点検・・・随時

- ・事故発生時の指導、事故原因調査の協力、再発防止処置の指導、電気関係報告規則に基づく電気事故報告書の作成指導及び手続指導。
- ・事故及び異常発生時の点検対応
- ・季節的条件に対処するための点検（梅雨期、雷の多発期、台風期）

④受変電機器周辺清掃・・・年次点検実施時

⑤工事に伴う点検・申請手続き等（別途費用）

3. 防火設備定期点検・・・年1回

建築基準法第12条の防火設備定期検査及び報告

防火設備定期検査の基準、期間及び結果報告は建築基準法に基づき実施する。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

報告書は、原則として点検後1か月以内に提出する。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により防火設備に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

対象設備

- ① 防火扉
- ② 防火シャッター
- ③ 耐火クロススクリーン
- ④ ドレンチャー

以上

合同センター
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

二色センター
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

貝塚市幼稚園 3 施設
施設維持管理業務仕様書

対象施設

- ①北幼稚園 貝塚市中 1 5 2 9 - 1
- ②西幼稚園 貝塚市脇浜 2 - 1 8 - 1
- ③旧木島西幼稚園 貝塚市三ツ松 1 0 2 5 - 1

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

衛生事業所
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

津田浄水場
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

三ツ松受水場
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

三ヶ山配水場
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

東山配水場
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

木積中継ポンプ場
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

蕎原中継ポンプ場
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

津田雨水ポンプ場
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上

二色の浜雨水ポンプ場
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

以上